

平成 27 年度保育所使用料月額徴収金基準額表 (私的契約児)

(単位：円)

世帯区分		4歳以上児	3歳児	入所 兄弟姉妹 の特例
生活保護世帯		0	0	
今年度分(4月1日から8月31日までの間は、前年度分)市町村民税非課税世帯		7,200 3,600	8,300 4,150	
今年度分(4月1日から8月31日までの間は、前年度分)市町村民税課税世帯	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	12,500 6,250	13,900 6,950	年下が半額 (小文字)
	48,600円以上 97,000円未満	18,100 9,050	19,700 9,850	
	97,000円以上 169,000円未満	20,400 10,200	22,500 11,250	
	169,000円以上 301,000円未満	22,500 11,250	24,900 12,450	
	301,000円以上	23,700 11,850	26,300 13,150	

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とする。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)とする。

○使用料を適用する世帯で2人以上入所している場合においては、使用料に次表の割合により算出した額をその児童の徴収金とする。

最年長児	全額
その他	半額